

○吉野委員長 次に、荒井聰君。

○荒井委員 民主党の衆議院議員、荒井聰でございます。

先ほど自民党の先生方から低線量被曝の話がありましたけれども、低線量被曝というのは、民主党政権のときに初めて法律事項にしたんですね。それまで低線量被曝の話というのは法律事項にさえなっていなかった。

そして、何ミリシーベルト以下が安全かどうかということも定説がなくて、二十ミリシーベルトというのが ICRP が出した基準なんですけれども、その基準も、私の知るところでは N A S A が宇宙飛行士のためにつくった基準から引用された。あるいは、日本政府の公式的な低線量の見解としては五ミリシーベルトというのが、職業上の障害だということで補償金が出た例が五ミリシーベルト。それから、一ミリシーベルトは、被爆者援護法で、広島や長崎の被爆者が一ミリシーベルト以上が原爆手帳を持つということから低線量被曝の議論というのはいろいろなされているので、単純に医学的に検証されていないから云々と、そういう問題ではないと思います。

そしてさらに、今最も福島の人たちが悩み苦しんでいるのは、政府なり公的な機関が本当に信頼できるのかどうかという、そこにあるんだと思うんですね。それが原子力政策の信頼性にあるもので、この間の、この四年間の日本政府の原子力の政策というのはマイナスから始まっていったわけで、そのときに、少しでも信頼に足り得る人というのはどういう人なのか、福島の人から見るとどういう人なのかというと、一緒に福島に住んだ人ですよ。低線量被曝だと政府が一生懸命言っているけれども、俺たちと一緒に住んでいた人なのかどうか、あるいは、そこに長く、ちゃんと仕事をしてくれた人なのかどうか、そこを問われているんですよ。

私は、田嶋君が、物すごく福島で、非常に影響力が強いというか尊敬されているんですよ、全然選挙区は関係ないんだけど。それはなぜかという、あの被曝事故が起きたときに半年間ずっとあそこにいたんですよ。彼らと一緒にあそこにいたんですよ。そういう人が今信頼されている。その中の一人の田中委員長もそうですよ。田中さんも除染作業に、ボランティアで伊達市に入り込んで一生懸命やられた。それが今に続いているというふうに、まず言及しておきます。

さて、きょう、この間で原子力の安全規制について基本的に問われる事象が一昨日福井地裁で起き、それから、昨年の七月に、アメリカのブルーリボン委員会が実施をした、アメリカのアカデミーが日本の福島の事象を調査して、幾つかのアメリカ政府に対する勧告ですけれども、この勧告は日本の原子力事業者にも参考になるだろうということを言及しているんですね。

まず、福井地裁について見解を、先ほど公明党の先生からもございましたので、もう少し私から詳しく言いますと、地震の想定が甘過ぎるだろう、それから、使用済み核燃料のプールが脆弱じゃないか、それから、新規制基準が、全体的にそれほど厳しくはないんじゃないかということを決文の中で言っているんですけど、これも、これについてどのようにお考えですか。

○田中政府特別補佐人 福井地裁において、御指摘のような仮処分決定があつて、私もその結果を読ませていただきましたけれども、原子力規制委員会として、本件は当事者ではないために、同決定について直接コメントする立場にはないというのが基本的なスタンスでございます。

ただ、今ありました、例えば使用済み燃料プールについての認識、これも事実誤認で、給水設備は S クラスですが、B クラスというような記述もございますし、使用済み燃料は基本的には水が枯れなければ大丈夫で、そのところについては十分に安全性を確認しております。そういうことがありますので、細かいことはいろいろ一々申し上げませんが、もう一つだけ申し上げますと、地震動についても、決して平均ではなくて、いろいろな状況、その特殊事情、その地域の特殊性を踏まえて、最大限の不確実性を考慮して、最大の地震動を設定させていただいている。

このことについては、逆に事業者とは我々も相当激しい議論をやった上で決めさせていただいてきているところ等も、十分に御理解いただいていないところがあるなということもありまして、先ほど申し上げましたように、今の段階で我々の規制を変える必要はないというふうに認識しております。

○荒井委員 この福井地裁の考え方というは、ドイツのメルケルが原発をやめたときに、あのときにメルケルは、委員会をつくって検討したんですけれども、その中に哲学者とか歴史学者とか倫理学者とかを入れたんですね、単なる技

術者だけではなくて。それが結果的には国民の理解を得るんだということとそういう委員会をつくったんです。その考え方もとても似ているんですよ、この福井地裁の考え方というのは。

逃げないでというのはおかしいですけども、田中さんは、今まで自信と誇りを持ってこの数年間仕事をしてこられたんでしようから、その立場からしっかりと説明責任をされるべきだというふうに私は思います。これは当事者じゃないから、そういうことではないんだろう。

そういう形でいけば、やはり田中さんも政府の間人だから云々かんぬん、そういう論理の中で、少しでも原発政策のあるいは原子力政策の信頼性を回復するということが、それを回復することの障害になっていくというふうに私は思います。これは田中さん自身がお考えになることだと思います。

もう一つ、アメリカの上院だと思んですけども、ブルーリボン委員会に基づいて調査をしております。この調査報告はかなり精度の高いもので、アメリカの科学アカデミーがかなり力を入れてつくったものだと思います。

その中で強調しているのが、私の理解では、設計基準を超えることはたまたまあるんだ、その設計基準を超えたときにどうするのかということとちゃんと考えておかないとだめだよ、そういうことなんだろうというふうに思うんですよね。

設計基準というのは、何万年に一度起きるか、安全率をどう見るかとかという、それが設計基準だと思うんですけども、それを超えることが、いわゆる想定外ですよ。想定外が起きたときにどうするのかということがちゃんと事前にセットされていないといけないんだと思うのが、私は科学アカデミーの考え方だと思っておりますけれども、田中さんは科学アカデミーのこのレポートを読みましたか。

○田中政府特別補佐人 一応拝見させていただいています。

本報告書の作成に当たりましたは、私どもの更田委員がかなりその作成にサポート役としてコミットしておりますので、そういった点も含めまして、組織理念とか新規基準の骨子ですね、今先生御指摘のように、いわゆる安全の考え方、設計基準の考え方等についてもいろいろ

安全問題をしつかり議論するということは、この国会事故調から始まったことであります。この委員会ができたその根拠にもなっています。

今いろいろ議論をしているときに、安全問題というのは物すごく専門的でありますから、そういう専門的な知見を持った人たちが調査室にもいないわけですから、この委員会が独立に諮問機関のようなものをつくって、そこで安全問題をしっかりと広範囲に議論していく。

特に、先ほど公明党の先生からのご意見をたけれども、汚染水の話。あれを凍土壁工法でやる。凍土壁工法でやるということに関して疑問の声を呈する人はたくさんいるんです。私も土木技術者の端くれですけども、本当にできるのかなというふうに思っていますし、やはりそういうことをちゃんと議論していく、しっかりと議論するためには、そういう専門的な知見を持った人たちが、国会事故調第二事故調みたいな大きなものでなくて、この特別委員会の中に数人の方でいいですから、そういう人たちで恒常的に、常設的に議論していく、あるいは調査していく、調査権限も与える、予算も与えていく、そういうことを考える時期に私は来たのではないかというふうに思います。

これは、むしろ委員長に、私の方からのお願いです。何かありましたら。

もう一つ。

この委員会は、平成二十四年の七月五日に国会事故調の報告書が出ます、これが出ます。そして、どういう構成にするかということと議論するんですけども、結果的には、百八十二国会の、平成二十五年一月二十四日に、議運の理事会でつくるということを決めました。

委員会をつくるときに、これは多分公明党の先生方の主張が大きかったんじゃないかと思えますけれども、三つの事項について了解をしております。

一つが、原子力規制委員会の委員長は出席するということ。それから二番目が、法律の審議はやらないということ。三番目が、有識者、専門家の知見を求めするため、諮問機関、アドバイザリーボードを設ける、それが三番目に入っています。残念ながら、一、二は順調にやっているんでしようけれども、三番目は私はできていないというふうに思います。

なお、この委員会は、今まで、発足をしてから実質審議を八回ぐらいいしかやっていないん

ですね。確かに、国会議員だけで安全性という専門的な問題だとか、あるいは原子力行政全般をやるというのは大変時間的にも難しいですから、やはりこういう専門的な機関を私はつくるべきだというふうに思います。これは委員長、何か。

○吉野委員長 本件につきましては、国会事故調の提言にもございますので、本委員会では、国会事故調の提言を尊重して、今国会におきましても鋭意、理事会でたまたま協議をしておるところでございます。

○荒井委員 もう一つ、もう一つというか、これは苦言を呈するんですけども、原発行政の信頼性を回復するということの二つの大きな軸があると私は思うんですね。一つは安全性の問題です。もう一つは被災者の支援の問題であります。

その支援の問題の中に低線量被曝の話もあるんですけども、それはおいておくとしても、被災者支援の中で、被災者にとって、希望の星というか希望のよりどころと考えておられる人たちがたくさんいるのが、子ども・被災者支援法なんです。この子ども・被災者支援法という法律は、被災者の方で、避難した人もそこに

とどまった人も同様に、ちゃんと救護活動を受けられる、健康管理についても受けられるということをうたった法律で、しかも超党派の法律なんです。

しかしながら、この法律、平成二十四年の六月にできているんです。これは基本法ですから、この基本法に基づいて政府は基本方針を定めるところのことになっていくんです。ところが、この基本方針を定めたのが一年以上たってからなんです。平成二十五年の十月なんです。この十月にできたきっかけも、福島在住の被災者の方々が行政不服のための裁判を起こしたんです。それがきっかけになったと私は思っているんですけれども。

どうしてこれは一年半も放っておかれたのか、どんな理由があったのか、やる気があったのかどうか、それをちょっとお答えください。

○熊谷政府参考人 お答え申し上げます。

子ども・被災者支援法は、超党派の議員立法によりまして、全会一致で成立したものと承知をいたしております。

その基本方針の策定におきましては、法の趣旨や立法時の議論などを踏まえまして、さまざま

な観点から総合的な検討を行う必要がございました。例えば、支援対象地域や一定の基準については、子ども・被災者支援法案の国会審議の際にも、線量数値で国が勝手に線を一方的に引くことでコミュニケーションを分断してはいけないとか、あるいは、多様な事情を総合的に勘案して決めていく必要があるといった議論があったと承知をいたしております。

このような点についてさまざまな検討を行ったため、基本方針の策定までに一定の時間がかかったと理解をいたしております。

○荒井委員 私は、役人時代によく上司から言われたものです。三カ月でできないのはできないんだと。三カ月でできない場合には、できませんと言えというふうに言われたことがあります。

これは一年半ですよ。どういう事情があったか知らないけれども、やりたくなかったということが根底にあったからやらなかったんじゃないかというふうには、私もとっているし、あるいは被災者の人たちもそういうふうには思っていますよ。だから裁判を起こしたんですよ。それは、政府として原子力行政の信頼を回復しようというのが、今、政府の最大の眼目のはずで

すよ。それは大いに反省するべきだと思います。その反省の過程の中で、特定の担当者が要らないことをツイッターでしゃべったりとかですね。

それから、今回は、四月四日の毎日新聞朝刊に出ていましたけれども、自主避難者に対する家賃の負担は行わない、求償しないということが書かれていました。この話は、現在は多分、家賃については相当な支援が行われているわけですから、それがなくなる、あるいは、今後この問題に関して大きなトラブルが発生するだろうということを予感させる、そういう記事なわけですよ。これは誤りですか。はっきりさせてください。

○兵谷政府参考人 お答えいたします。東電への求償に関する報道がなされておりますが、東日本大震災の応急仮設住宅の提供につきましては、発災当初から災害救助法に基づく応急救助を実施しております。これは、地震とか津波、原子力災害等を分けずに、東電が原因者である場合も含めて一律に取り扱っております。

現時点におきまして、今、求償は行っていないんですけれども、求償の範囲についての考え方等の整理が必要でございますので、東京電力

や福島県の関係者との間で調整を行っているところでございます。引き続き調整を進めた上で求償を行ってまいりたいと考えております。

○荒井委員 調整とは何ですか、何のことを言っているんですか。具体的にもう少し説明してください。

○兵谷政府参考人 お答えいたします。

地震、津波、原子力災害を、この場合、区分けをせずに全部一律で取り扱っておりますので、あるいは原子力災害の場合でも、避難場所等々も考慮せずに全てまとめて災害救助法で仮設住宅等の提供を行っております。

そういった意味で、どの対象者あるいは求償項目でも、避難所の設置とかいろいろ炊き出し等の経費もどこまで対象となるのかといったこと、さらには過去の事例、ジェー・シー・オーの臨界事故等がございましたが、そういったものとの比較等もございまして、そういったことを、現在、東京電力や福島県等の関係者の間で調整を行っているところでございます。

○荒井委員 被災者にとって一番関心があるのは、今行われている住宅支援策、それが打ち切られるかどうかということですよ。

現在、支援されているわけですよ。それを、今回のこの調整によって打ち切られる可能性があるということを行っているんですか、どうぞ。

○兵谷政府参考人 お答えいたします。

東電が原因者となるものについては、東電の側の方に求償していくというのが原則でございますので、それを、国と東電との関係で、今どの範囲が求償すべき額なのかということ調整しているところでございます。

○荒井委員 現在、災害救助法で避難した人に対して避難を、何かよく、東電との関係で云々かんぬんという、そういう形で打ち切るとしたら、これはそんなことにはならないというか、なり得ない、行政としてそれは避けなければならぬというふうには思います。ということを指摘しておきます。

あと、時間がちよつとしかなくなつたんですけども、先ほども公明党の先生からエネルギーミックスの話が出ました。

新聞でいろいろと報道されているところによると、エネルギーミックスの原子力の比率が二〇%前後ではないかというふうなことが書かれています。一部には、自民党の先生方は、党の中では二二%といったようなことを議論されているというようなことも、新聞記事として出ておりましたけれども。

ただ、原子炉規制法というのは、あの事故のときに原子炉規制法の改正をやつたんですね。当時は民主党政権だったですけども、これは、でも、当時の自民党あるいは公明党さんとも協議をして、全党一致だったと思います。原則四十年なんです。原則じゃない事例は、厳しく審査をしていきます、あるいは運用していきますということ、原則四十年なんです。

原則四十年でいくと、全電源の一五%にもならないと思うんですけども、それが二〇%ぐらいまで上がるということは、四十年を超えた原子炉の大体三割から四割ぐらいを四十年を超えて稼働させるということを意味するんじゃないですか。きょう、エネ庁が誰かいますか。

○高橋政府参考人 お答え申し上げます。

御指摘のエネルギーミックスにつきまして、は、各分野の専門家あるいは消費者の代表等の

方々によりまして、審議会で今まさに御議論をいただいているところでございまして、現時点で特定の水準について政府が決定したということとはございません。

いずれにせよ、エネルギーミックスにつきましては、安定供給、コスト低減、温暖化対策、安全性のいわゆるスリーEプラスSを基本に、各エネルギー源の特性や各エネルギー源のバランスを十分考慮して、現実的かつバランスのとれたものとして作業を進めているところでございます。

今御指摘の四十年運転制限制でございまして、けれども、これにつきましては、法令に基づき事業者が申請した場合において、原子力規制委員会が法令に定められた基準に適合するかどうかの審査を行い、その判断が尊重されるものというふうに考えております。

○荒井委員 福島第一原発、最初に爆発した事故の、あれは四十一年目の原子炉ですよ。四十年の原則、あのときもあつたんですけれども、弱かつたんですね。あれがしっかり守られていれば、あの福島の第一原発の事故というのはなかった可能性が高いんですよ。

それで、この原則ということを非常に重んずる法律の書き方にしたんですよ。それをなし崩しにしちゃう。ということは、法の趣旨をよく理解していないということじゃないですか。原則が原則じゃなくなっているということの意味していませんか。もう一度、高橋さん、答えしてくれるかな。

○高橋政府参考人 お答え申し上げます。

原子炉運転期間延長制度につきましては、原子力規制委員会において運用される制度でございまして、これ自体につきましては、理解といたしましては、法令に基づき事業者が申請した場合におきまして、原子力規制委員会が判断されるものと承知しております。

○荒井委員 それだからおかしいと言っているんですよ、僕は。原則をほっぽっておいて例外を大々的に取り入れるような計画をつくること自体が、政府の姿勢としてはおかしいということを私は言っているんですよ。そうじゃないですか。

それでは、百万キロワットの原発一基を稼働させるとどのぐらい、あなたたちの計算では電力料金のコストは下がるというふうに見えて

るんですか。そんな計算をしたことはあるかないか。

○高橋政府参考人 お答え申し上げます。

これは、それぞれの電力会社とその代替の燃料をどう構成でやっているのかということにもよりますし、その原子力発電所がどれぐらいの設備利用率で運転するかによっても変わりますので、具体的な数字として、私どもとして今持ち合わせているものはございません。

○荒井委員 これは、エネルギーミックスですから、エネルギー全体の話をしているわけですよ。エネルギー全体で、電力のところのエネルギーというの大体全部で三割、三〇%ちょっとでしょう、三〇%以下でしょう。その三〇%ちょっとのところの一五なのか、二〇なのか、一〇なのかというところは、話しているのと、三〇の中の一〇%か、二〇%なのかというのが原発の比重の話でしょう。エネルギー全体でいけば非常に小さいですよ。数%の話ですよ。

その数%の話のところ、原子力を積極的に推進するというような、エネ庁としてはそうやりたいんでしょうけれども、そういう姿勢を示すことがどれだけ意味があるのか。あるいは、

どれだけ日本経済全体に与える効果として架
ウントできるのか。それよりも、そのことより
も、原子力行政に関する信頼を回復するという
ことの方がはるかに大きいことなのではない
ですかということを私は言っているんです。こ
れは誰に答えてもらうのかな。経産省に答えて
もらうというのもあるかな。同じだろう。

○高橋政府参考人 お答え申し上げます。

エネルギーミックスにつきましては、それぞ
れのエネルギー源の特性を踏まえて、バランス
よくスリーEプラスSを達成するために作業
しておりますけれども、いずれにいたしまし
ても、政府といたしましては、原子力依存度は、
徹底した省エネルギーの推進、それから再生可
能エネルギーの最大限の導入をしつつ、可能な
限り低減をするということが基本方針でござ
います。

○荒井委員 今私が最後に言いましたように、
原子力行政をもう一回再構築するということ
は並大抵のことじゃないと思うんです。その意
味では、田中委員長も頑張っておられるし、そ
れぞれの人たちがそれぞれの立場で頑張っ
ておられると思うんですけれども、もう一回国民
の信頼を取り戻すためには何が一番必要なの

か、これは国会自身も考えなければならぬと
いうことだというふうに思っています、ぜひ諮問
機関をつくっていただけるように委員長にお
願いをして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。